- 主文
- 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 0 事実及び理由
- 控訴の趣旨
- 1
- 原判決を取り消す。 株式会社スーパー大安の原判決添付別表一記載の滞納国税を徴収するため、被

二 事案の概要 原判決の「第二 _事案の概要」欄記載のとおりであるから、これを引用する(ただ し、二枚目表二行目の「被告」を「控訴人」に、同五行目の「納税通知書」を「納 付通知書」に改める。)。

- 三 当裁判所の判決理由
- 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のと おり補正するほかは、原判決の「第三 判断」欄記載のとおりであるから、これを 引用する。
- (-)五枚目表一〇行目及び同裏六行目の「被告」をいずれも「控訴人」に改め る。(二)
 - 九枚目表五行目の「適用」の次に「或いは類推適用」を加える。
- 2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。 (裁判官 中川敏男 北谷健一 松本信弘)